

財務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
91	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により農地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しをいただきたい。	不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正ができれば、都道府県における負担の削減につながる。	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	<p>○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある、加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当該の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。</p> <p>○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が続く見込みであること。</li> <li>2 買取時から(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該祠の移設又は祠部分の分筆を求められている。移設は祠の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買受希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。</li> <li>3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。</li> <li>4 原則として買受希望があれば引継ぎが行われないことから、買受希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公売等の手続が必要で、時間がかかることから、買受希望者の不利益にもつながっていること。</li> </ol> <p>○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないことと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、目視の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、かけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直しをいただきたい。</p>	【財務省】 管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。	当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分が目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」法定受託事務としての回答があったが、県からは不要地調査提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、国も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は国において「その経緯や状況を踏まえて管理を行う」ことが可能であり、国により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、国において管理できないか再度検討願いたい。	
92	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人登録免許税を非課税とするべき境内地、及び境内境内建物について、登録免許税を非課税とするべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	宗教法人からの申請や相談により迅速かつ明確に回答することができるようになる。それによって、不動産取引等の法的地位の早期安定にも寄与できる。	登録免許税法 4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	財務省、文部科学省	愛知県		石川県、福岡県、大分県	<p>○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数:15件)</p> <p>○当県においても「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断しがたく、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(1筆)が非常に広大で当該土地に境内建物や建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いか、申請建物が給食室の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよいか、(いつの段階で証明してよいか)などが挙げられる。この他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するため、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知いただくことが望まれる。</p>	御提案の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、今後の対応の方向性を検討してまいります。	非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。	

財務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、国(地方農政局)はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、国においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。 また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組まない要因にもなっているのではないか。 【長野県】 財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、国が管理するよう運用の見直しを求めたい。国が管理することが困難であっても、次の2点について運用の見直しを求めたい。 1 都道府県では、国有農地の一般会計事務後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明瞭で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一方的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないよう、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行っていただきたい。 2 財務省への引継ぎ等に必要の測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとまっている。このペースでは、50年後も国有農地等の管理を続けなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。</p>			<p>○都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。 ○提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の目的が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声がかつているところ、財務省における実態を踏まえ、処分の目的が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。 ○不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討するべきではないか。</p>	<p>【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いが確認できなかった。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていること、 ・処分の目的がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとした。 【農林水産省】 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存(境界確定や越境状態の是正等及び草刈りなど)や同条第4項に基づく引継ぎ等の処分の適正を期するために必要な資料の地方農政局(農林水産大臣)への提出の事務等がある。この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継ぎ事務の確認を経て、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手戻りが無いよう、各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための調整を行っている。 また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。 不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。 また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事業については、都道府県から地方農政局へ当該事業の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。 なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となることから、これを農林水産省の管理に整理替えする手続を設けることは効果的ではないと考えられる。</p>	<p>5【財務省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県が一部の管理事務を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財務大臣への引継ぎ(国有財産法8条)が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・引継ぎに当たって、処分先の目処がついているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。 ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、地方農政局が主体的に行うことを原則とする。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときから、地方農政局における都道府県からの引継ぎ書の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継ぎ書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 (関係府省：農林水産省) 〔措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)〕</p>	通知	令和元年11月29日	「「国有農地等」の引継ぎについて」(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知)「国有農地等に係る財務大臣への引継ぎの取扱いについて」(令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)	
					<p>5【財務省】 (2)宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。 (関係府省：文部科学省)</p>	閣議決定	令和元年12月23日	令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。	